

愛知県公報

発行/愛知県 編集/総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次

監査公表

○包括外部監査の結果に基づく措置の公表	第4号	(監査委員事務局)	1
○包括外部監査の結果に基づく措置の公表	第5号	(同)	9

監査公表

31監査公表第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定に基づき、愛知県知事から包括外部監査の結果について措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のように公表する。

平成31年 3月12日

愛知県監査委員 篠田 信示
同 川上 明彦
同 山内 和雄
同 峰野 修
同 須崎 かん

包括外部監査の結果に基づいて講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>【平成29年度包括外部監査】 (防災事業に関する財務事務の執行について)</p> <p>第1 総合所見</p> <p>【意見】ICTの更なる活用に向けた検討について</p> <p>熊本地震ではタブレット端末を避難所に配布することで、避難所で入力した物資リストが災害対策本部で即座に把握できるなど、災害対応の中においてもICTの活用範囲が増えており、県においても今後、どのようにICTを活用すべきかを改めて検討することが望まれる。</p> <p>【意見】産学官民連携の更なる強化について</p> <p>県は既に様々な協業を行っているが、今後もより幅広い県民層を防災活動に巻き込むため、民間企業・大学・NPO等との連携を拡大することが望まれる。</p> <p>第2 個別所見</p>	<p>災害対応を効率化、迅速化する上で、ICTの活用は非常に有効である。このため、県では市町村の災害対応業務の効率化や避難勧告等の迅速な意思決定の支援、県の防災情報システムとの自動連携による県への報告業務の負担軽減を図ることを目的に、「市町村防災支援システム」をクラウド基盤上に新規整備し、平成30年6月から17市町村において運用を開始した。</p> <p>今後も導入市町村を拡大し、災害対応の強化にICTの活用を図っていく。</p> <p>民間企業等との連携事業として、平成30年度から新たに、マックスバリュ中部(株)と連携して、防災に係るイベントを実施し、家具固定方法の実演、備蓄食料の重要性に係る啓発活動等を展開した。</p> <p>今後も、より幅広い県民を防災活動に巻き込むため、民間企業・大学・NPO等との連携拡大に取り組んでいく。</p>

1 人命の確保

【意見】防災拠点となる公共施設等の耐震化の状況について

「地震対策アクションプラン」の取組の一つとして、県内の防災拠点となる公共施設等の耐震化率を公表する際には、出典元を記載する等、適切な補足説明を行うことにより、県民の理解に資することが望まれる。

【意見】防災情報システムの更新に向けた検討について

I C T技術の進捗や被災事例で明らかになった課題を踏まえながら、次世代の防災情報システムに必要な機能要件を検討することが望まれる。なお、県もシステムの老朽化は認識しており、総務省が実施する「災害情報伝達手段等の高度化事業」（平成29年度実施）に参加し、改善を図る予定である。この取組を通じて、今後の防災情報システムに必要な機能要件を検討することが望まれる。

【意見】防災ヘリコプター旧機体の早期売却について

県は防災ヘリコプターの旧機体の格納庫使用料を毎月80万円（税抜）支払っている。旧機体の売却が先延ばしになった場合、毎月80万円を負担しつづけることになるため、旧機体を早期に売却することが望まれる。

2 生活の確保

【意見】愛知県防災会議の女性委員の割合について

愛知県防災会議に占める女性の割合は2.7%と全国平均13.2%を下回っていた。

現在も女性の視点を各種施策に反映するよう県は留意しているが、第8号（自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者）の委員など県に裁量の余地があるメンバーに関しては、今後も女性委員の任命を意識し続け、女性の視点を県の防災対策に反映させることが望まれる。

【意見】モリコロパーク備蓄倉庫の管理について

備蓄倉庫内に配備されたフォークリフトのガソリンが残り少なく、災害時の長期運転に懸念が認められた。定期的に動作確認やガソリンの容量を点検することが望まれる。

また、備蓄倉庫のシャッターの製造年月は平成20年10月であり、保証期間は2年又は1,500回のどちらか早い方であったが一度も点検していないとのことであった。定期的に点検し非常時に問題なく動作することを確認することが望まれる。

【意見】使用期限間近のミルクの譲渡について
使用期限間近の災害救助用備蓄粉ミルクについて、県は、新たな譲渡先を検討することなく、同一の譲渡先に対して無償譲渡している。これは、「災害救助用備蓄粉ミルクの処分方法について（方針）」に記載されている、「公平性や中立性に配慮すること」という方針に照らして好ましくないと考えられる。今後は、庁内で譲渡

平成30年8月に「地震対策アクションプラン」の取組実績として県内の防災拠点となる公共施設等の耐震化率を公表する際に、出典元を記載する等の補足説明を行った。

「災害情報伝達手段等の高度化事業」における取組を通じて、市町村の災害対応業務の効率化や避難勧告等の迅速な意思決定の支援のほか、県の防災情報システムと自動連携した「市町村防災支援システム」を新規整備し、平成30年6月から17市町村において運用を開始した。

今後は、システムの実運用レベルで抽出される課題解消を目的とした検証や改善を重ねるとともに、当該システムと一体的に運用できる愛知県防災情報システムを構築するため、必要なシステムの機能要件等について検討していく。

新機体が平成29年7月に運航を開始し、長期間運航停止となるような不具合の兆候が確認されなくなったため、旧機体については、平成30年3月に売却した。

「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者」の分野について、平成30年4月1日付けで女性委員を2名任命し、女性委員の人数を7名中1名から8名中3名に増員した。

また、その他の分野の委員について、引き続き指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関に対して、女性の登用促進への配慮を依頼した。

平成29年7月にフォークリフトの給油方法のルールを定め、フォークリフトの定期的動作確認やガソリン容量の確認、適切な給油を行うこととした。

また、備蓄倉庫のシャッターの保守点検については、平成31年1月のモリコロパークの施設全体の保守点検の中で実施し、今後も定期的に点検することとした。

災害救助用備蓄粉ミルクについては、平成30年度から庁内に照会し、広く譲渡先の検討を行うこととした。

先を募るなど、複数の譲渡先を検討することが望まれる。

【意見】必要物資の備蓄量の表記相違について
「愛知県地域防災計画」附属資料において、県が保管する備蓄物資を保管場所別に公表しているが、保管場所の記載ミスがあった。「愛知県地域防災計画」附属資料の作成方法を再徹底することにより、実態が反映されたものが公表されることが望まれる。なお、附属資料公表内容は、10月1日現在ではなく、保管場所から報告を受けたデータがそのまま利用できるよう4月1日現在とすることも1つの方法と考える。

【意見】三河の山里サポートデスク事業の活用について

県は、三河の山里サポートデスク登録者の登録情報を市町村と共有し、災害復興時には登録メンバーへの呼び掛けを行い災害支援に資するなど、より積極的に防災活動の取組を検討することが望まれる。

【指摘】調達斡旋可能数量の記載内容について
「愛知県地域防災計画」附属資料には、医薬品・衛生材料の調達斡旋の品目、調達斡旋数量、調達斡旋先等が記載されている。調達斡旋先とは協定書を取り交わし、災害時の医薬品等の確保を図っているが、愛知県地域防災計画と協定の内容に相違がみられた。調達可能数量を公表する場合には、協定書と整合させる必要がある。

【指摘】ランニング備蓄における委託数量確認のルール化について

医薬品等及び衛生材料については、医薬品卸業者の拠点ごとに委託数量を定め、医薬品卸業者に委託料を支払うことによりランニング備蓄（業者の通常の在庫に必要量を上乘せして備蓄）を行っている。県が行った備蓄状況調査の時点で、実際の備蓄数量がランニング備蓄の委託数量に足りていないケースにおいて、不足していた理由や期間、補充された時期等が調査記録に残されていないケースにおいて、緊急の需要により一時的に委託数量を下回る場合が想定されることから、委託備蓄品をテストカウントする範囲、方法、結果の残し方等を、内規等に基づきルール化することが必要である。

3 社会機能の確保

【指摘】「愛知県庁BCP」のファイルの差し替えについて

県では「愛知県庁BCP」を策定し、発災時に即座に活用できるよう、各部局にて印刷し保管している。1年に1回、更新すべきページについて、防災局は各部局に差し替えを依頼していたが差し替えられていないケースが散見された。差し替えを徹底することが必要である。

【意見】「愛知県庁BCP」に基づいた訓練について

防災局では「非常時優先業務」のテスト・訓練を指示し、報告まで求めていたが、部局によっては訓練が実施されていない部局も存在した。全部局が最適な行動を行えるようにするためにはテスト・訓練が不可欠であり、防災局は各部

平成30年度から、4月1日現在で統一し、附属資料に掲載することとした。

平成30年度から、三河の山里サポートデスク申込用紙の様式を改め、申込の際、災害時における支援要請の連絡の可否や市町村への登録情報の提供の可否について確認できるようにした。

「愛知県地域防災計画」附属資料の記載内容を、調達斡旋先との協定書の記載に合わせるように平成29年12月から改めた。

委託備蓄品をテストカウントする範囲、方法、結果の残し方等を定めた内規を整備し、平成30年度から運用を開始した。

BCPの差し替え（最新化）の徹底について、平成29年12月に、全部局へ文書で依頼し、改めて差し替えについて周知徹底した。

また、平成30年4月及び5月に実施したBCP職員研修において、更新が必要な資料を明示し、所属ごとに更新状況を確認させた。

災害時において全部局の職員が最適な行動を行えるようにするためには、定期的な訓練が必要であることから、平成30年4月及び5月に本庁及び地方機関において全部局職員を対象に実施したBCP職員研修の場で、各部局で年1回以上の訓練を実施する

局に対して、定期的にテスト・訓練を確実に実施するよう指示することが望まれる。

なお、「非常時優先業務」の中から特にテスト・訓練が必要な業務に限定する、複数年をかけて重要な業務を一巡するなど、業務負荷も考慮したテスト・訓練を指示することが望まれる。

【指摘】「愛知県地域防災計画」附属資料の更新について

「愛知県地域防災計画」附属資料（平成28年修正）において各種調達権先等を公表しているが、平成26年3月に社名が変更となった会社の社名が更新されていない等、修正が適時に行われていなかった。少なくとも1年に1回は確認し適時に修正する必要がある。

4 迅速な復旧・復興

【意見】「震災復興都市計画」模擬訓練への参加促進について

県では「愛知県震災復興都市計画の手引き」を用いて迅速に「震災復興都市計画」を進められるよう、市町村職員、県職員、愛知県都市整備協会職員を対象に模擬訓練を毎年開催している。県では、模擬訓練の開催日程について、前年度のアンケートを参考に決定しているということであるが、例えば前年度参加できなかった市町村や、参加回数が少ない市町村に事前に参加できる時期や日程を確認する、年度初めにすべての対象市町村にアンケートを実施して、より多くの市町村が参加できる時期を訓練候補日とするなど、参加者の裾野を広げるための更なる取組を実施することが望まれる。

また、今後も模擬訓練への参加を啓蒙していくとともに、可能であれば1市町村で複数人の参加を促していくことも望まれる。

【意見】「震災復興都市計画」模擬訓練の内容の充実について

「愛知県震災復興都市計画の手引き」において、行政が実施する「震災復興都市計画」の流れが定められている。現在の模擬訓練では、第一次・第二次建築制限区域の設定までを主な内容としているが、都市復興基本計画の策定と公表までの一連の流れを対象とし、基本計画自体の全体像を参加者に理解してもらうことが望まれる。

また、過去の震災における緊急事態での状況把握の事例や問題点として検出された事項を基に質疑応答事例集やケーススタディを作成するなど、住民への説明の留意事項を体系化し、市町村担当者で共有することが望まれる。

5 防災力の向上

【意見】広域避難に向けた環境の更なる整備について

県が平成28年度に実施した「東海三県一市による広域避難訓練」のような取組は、課題の洗い出しや体制の整備に向けて有用な取組であり、評価すべき取組である。今後もこのような取組を継続しながら、広域避難体制を徐々に整備することが望まれる。

よう依頼した。

また、非常時優先業務が多数ある場合は、重要性等を考慮して優先すべき業務に絞って実施するよう、各部局宛での通知文書に明記しているところであり、今後も訓練が確実に実施されるよう取り組んでいく。

平成30年度から附属資料更新時に、会社名等を確認し、適時に更新を行うこととした。

平成30年度からは、平成29年度に県内市町村に対して実施したアンケート結果を踏まえて訓練候補日を上半期に設定し、全ての市町村に案内をして、市町村の意向を確認の上、訓練実施日を決定することとした。

また、継続した訓練への参加と初めての訓練参加も併せて案内することで1市町村での複数人の参加を促していくこととした。

平成30年度からは都市復興基本計画の策定と公表までの一連の流れを参加者に理解してもらうよう模擬訓練のガイダンスで説明することとした。

また、国が新しく策定したガイドラインにおいて、過去の震災の事例を踏まえ、住民を含めた復興まちづくりの留意事項を紹介しているため、市町村担当者を集めた会議で情報提供し、引き続き情報共有を図っていくこととした。

平成28年度の「東海三県一市による広域避難訓練」の実施以降も、中部地方の各県と名古屋市で構成する「中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会」や中部地方整備局を主体として国の地方機関、東海三県及び関係市、ライフライン関係事業者等で構成する「東海ネーデルランド・高潮洪水地域協議会」において、広域避難に係る情報共有や意見交換等を行った。

今後も近隣県等で構成する広域的な防災連絡会議に参画し、広域避難体制の整備に取り組んでいく。

【意見】 県内NPO等との連携について

県が中心となって平時の段階からNPOや職能団体等の交流会を設置するなど、各団体が「顔の見える関係」を構築するための環境を整備することが望まれる。防災局は介護、子どものケア、外国人支援といった防災系以外のNPO等の関係構築を各部局に働きかけ、各部局は自らの業務範囲で関連するNPO等との関係性を平時から構築することが有効と考える。その上で、例えば交流会等を通じて、1) 県の各部局と様々なNPO等、2) 県内の様々な分野のNPO等間、といったネットワークを構築することが考えられる。

【意見】 防災人材のフォローアップの強化について

県では防災人材の育成に向け、「防災・減災カレッジ（防災人材育成研修）」や「防災人材交流セミナー」、高校生を対象とした「高校生防災セミナー」を開催するなど、様々な活動を行ってきた。市町村や県においても既に様々なフォローアップが行われているが、今後もフォローアップ体制の強化策について検討することが望まれる。例えば、防災・減災カレッジの修了者に対して防災セミナー講師やボランティアの募集情報などが記載されたメールマガジンを発行するなど、定期的に防災情報と接する環境を構築することも一つの手段として考えられる。

6 その他

【指摘】 文書施行時の公印使用承認印の押印、施行日の記入について

業務委託に係る決裁書類について、文書施行時の公印使用承認印が押印されていない書類や、施行日が記入されていない書類があった。公印使用承認印の押印及び施行日の記入は漏れなく行う必要がある。

【指摘】 委任状及び旅費振込申出書（嘱託員等用）の日付の記入について

委任状及び旅費振込申出書（嘱託員等用）の日付が記入されていない書類があった。委任日を明確にするためにも日付を記入する必要がある。

【平成28年度包括外部監査】

（県税の賦課徴収等に係る財務事務について）

第1 個別的事項

1 法人県民税・事業税

【意見】 納税義務者の捕捉調査のあり方について

納税義務者の把握及び管理に関して、事務マニュアルにより各県税事務所において捕捉調査を実施することとしているが、捕捉調査は各県税事務所の裁量の範囲での実施にとどまっている。事務マニュアルが形骸化している可能性があるため、事務マニュアルの見直しを検討することが望まれる。

【意見】 不申告法人一覧表の活用について

全県税事務所において不申告法人一覧表を作成し、管理等に活用することが望まれる。また、

防災のための愛知県ボランティア連絡会に参加している健康福祉部や県民文化部からNPO等の団体に対し、防災フェスタ等の交流イベントへの参加を呼び掛けるとともに、様々な分野のNPO等も参加する防災全般に関する意見交換会を平成30年1月及び3月に開催し、顔の見える関係作りの推進を図った。

これまでも防災局のホームページやSNSを活用し、広く防災情報や、防災に関する啓発イベント等の開催について発信を行ってきたところであるが、平成29年度には新たに、防災・減災カレッジ修了者に対して防災に関する講演会のメールによる情報提供を行った。

今後も定期的に情報提供を行うなどフォローアップ体制の強化に取り組んでいく。

防災局内で文書により注意喚起するとともに、主管課の公印施行場所に注意事項を掲示することで、公印使用承認印や施行日の記入が漏れないよう職員に周知徹底した。

平成29年11月に開催した課内会議において、委任日を明確にするため、委任状及び旅費振込申出書（嘱託員等用）の日付を漏れなく記入するよう周知徹底した。

また、主管課の経理担当で行うチェックについて、複数の職員で行うことを徹底した。

平成30年4月に事務マニュアルを改正し、納税義務者の捕捉調査について、実態に即した現況確認の方法等について具体的な事務手続を定めた。

不申告法人の調査について、現場の意見を聴取したところ、調査内容の具体的な事務手続を定めるこ

現状は、税務システムから配信される不申告法人一覧表データはそのままでは使いづらく、一定の加工作業が必要であるとの意見も聴取しているため、現場の要望を取入れることが業務効率化の観点からも望まれる。

2 不動産取得税

【意見】不動産評価室の建築家屋評価結果に対する各県税事務所でのチェックについて

納税通知書の税額誤りについては、不動産評価室ではなく、各県税事務所長の責任であることから、各県税事務所でも一定の基準でチェックを行うこととし、不動産取得税事務マニュアルにその旨を記載することが望まれる。

3 自動車税

【意見】特例税率の適用及び課税免除となる自動車の実態調査方法のマニュアル化について

ア 医療用自動車の特例税率適用となる自動車の実態調査の方法について具体的な調査方法を定めたマニュアルを作成することが望まれる。

イ 課税免除となる自動車の実態調査の方法について具体的な調査方法を定めたマニュアルを作成することが望まれる。またマニュアルを改訂する際には、自動車の転用の可能性に応じた調査方法を検討することが望まれる。

【意見】課税免除の取消しについて

追徴課税の判断基準（課税免除の要件に適合しなくなったと判断する場合の基準）をできる限り明確にすることが望まれる。

4 徴収

【意見】滞納整理に関する書類整理の方針の明確化について

長期間に渡っている滞納案件等の滞納処分票や一件別滞納処分明細書について、他の人にも見やすいように、綴る順番や、綴る対象とする書類について、ある程度統一的な書類整理の方針を決めることが望まれる。

【意見】徴収事務取扱要領等で定められた様式の使用について

ワープロソフトファイルで示されている様式を表計算ソフトファイルに変更するなど、各県税事務所の正確性、利便性に配慮し、様式については随時見直していくことが望まれる。

5 税務事務に係る情報セキュリティ

【意見】ウイルス対策ソフトのパターンファイルの更新について

名古屋東部県税事務所の法人県民税の業務で使用するスタンドアロン端末（4台）について、ウイルス対策ソフトのパターンファイルを最新版に更新する対応を行うことが望まれる。また、

とを求める意見が多かったため、平成30年4月に事務マニュアルを改正し、不申告法人の調査に関して具体的な事務手続を定めるとともに、均等割相当額の納付があった不申告法人に関する事務手続を定めた。また、この改正の内容に併せて不申告法人一覧表を活用して不申告法人に対する調査等の事務を行うよう、平成30年度の会議等において周知した。

平成30年3月に事務マニュアルを改正し、不動産評価室の建築家屋評価結果について、各県税事務所においてその内容を精査した上で価格を決定することとした。

平成29年12月に事務マニュアルを改正し、医療用自動車に係る特例税率の適用後の事務手続及び課税免除を承認した自動車の実態調査の事務手続を定めた。また、課税免除を承認した自動車の実態調査の事務手続については、自動車の転用の可能性に応じた調査方法を検討した上で、報告書の様式を作成した。

平成29年12月に事務マニュアルを改正し、課税免除を承認した自動車について実態調査を行う際の、課税免除継続要件の具体的な判断基準を定めた。

平成30年度から、一件別滞納処分明細書のうち相当の割合を占める預貯金差押処分に係る編さん書類について、綴る対象書類及び順序を統一化した。その他の一件別滞納処分明細書及び滞納処分票は、平成31年度から発生する滞納案件に係る書類の編さん順序を書類入手時期順とすることに統一した。

各県税事務所の正確性、利便性に配慮し、ワープロソフトファイルで示されている様式について検討し、今後、現行の様式については必要に応じて随時見直しを行うとともに、法改正等により、使用頻度が高まる様式や新たに制定する様式については、表計算ソフトファイル（エクセルファイル）で示することとした。

平成28年度に、ウイルス対策ソフトのパターンファイルを最新版に更新する代替手段として、経費削減及びウイルス対策効果が見込めるUSBメモリ型のウイルスチェックツールを導入することで、定

自動のデータ消去ツールや暗号化ソフトを導入することが望まれる。

【平成27年度包括外部監査】

(農林水産業振興施策に関する財務事務の執行及び当該施策に関連する主要な財政的援助団体に関する財務事務について)

第1 外部監査の結果—個別的事項—

1 農林水産事務所

(1) G A P手法導入組織・法人の指導業務について

【意見】 G A P手法導入組織・法人の指導業務に係る役割分担の設定について

各地域の推進状況に応じて県とJ Aとの適切な役割分担の下に指導業務がなされるよう、P D C Aサイクルの各段階におけるJ Aとの役割分担を具体的に設定することを検討されたい。

2 家畜保健衛生所

(1) 飼育動物診療施設指導について

【意見】 放射線関連検査項目違反の改善指導方法について

本所での立入施設のほとんどで放射線関連検査項目での違反が含まれていた。

地域の獣医師会が専門業者と調整し、団体で受検することにより手間が簡素化され、かつ安価な料金での実施が可能になったという豊田加茂支所における取組を参考にして、効率的かつ有効な改善指導の方法を検討されたい。

【平成26年度包括外部監査】

(情報システムに関する財務事務の執行について)

第1 外部監査の結果—個別的事項—

1 情報システムの調達に係る経済性・効率性・有効性について

(1) 情報システムのサービス品質保証について

【意見】 S L Aの未締結について

運用・保守サービス品質を一定以上に維持し、運用・保守コストの削減を図る観点より、S L Aの締結を行うことが望ましい。あるいは、人事管理総合システムにおいてはアプリケーションの稼働状況について、建設行政情報システムにおいてはアプリケーション及びハードウェアの稼働状況について、外部委託業者からの定期的な報告内容に含め、次回契約時の参考となる情報を収集することを検討されたい。

2 情報セキュリティに係る事務手続について

(1) 離席時のセキュリティ対策について

【意見】 離席時のパスワードロックについて

期的にスタンドアロン端末のウイルスチェックを行うこととし、さらにセキュリティU S Bメモリによりデータの読み込み時又は書き込み時にウイルスチェックをすることでウイルス感染を防止することとした。また、自動のデータ消去ツールや暗号化ソフトの導入については、その代替手段として、経費削減及び導入効果が見込めるリカバリソフトを使用することにより、平成30年6月から定期的にデータドライブの初期化を行うこととした。

平成30年6月に県、J A愛知中央会及びJ Aあいち経済連を構成員とする愛知県G A P推進会議を設置し、J Aあいち版G A P、県G A P及び国際水準G A Pの推進について役割分担を確認した。

具体的には、「食品安全」に特化したJ Aあいち版G A PはJ Aが主体に取り組み、「環境保全」や「労働安全」など幅広い分野に取り組む必要がある県G A P認証取得へのステップアップについては、団体指導をJ Aが担当し、確認作業及び改善指導を県が担当することとした。

平成27年度から本所管内各地域の開業獣医師連絡協議会等に働きかけを行った結果、平成29年度中に全ての地域で豊田加茂支所における取組と同手法での放射線装置定期検査が行われるようになった。

人事管理総合システムについては、平成30年1月から稼働開始した新システムでの運用・保守業務において、S L A (県と外部委託業者の双方が合意の上で締結するサービス水準に関する取決め)を締結した。

建設行政情報システムについては、平成27年度に、アプリケーション及びハードウェアの稼働状況の定期的な報告についてシステム運用契約の仕様書等で定めた。

スクリーンセーバーによる端末のパスワードロックに係る設定方針について検討を行い、全庁的なセキュリティ対策の水準を一定以上に保つ仕組みを構築することが望ましい。

【平成26年度包括外部監査】

(健康の保持・増進に係る施策に関する財務事務の執行及び当該施策に関連する主要な財政的援助団体に関する財務事務について)

第1 外部監査の結果

1 本庁における事業

(1) 保健所及び衛生研究所における手数料の徴収方法について

【意見】保健所における手数料徴収について

保健所における手数料の徴収事務に関し、保健所手数料徴収要領で定める「現金による取扱いをしないことができる団体」のうち、保健所長が定める指定審査基準により指定した「別に指定する団体」について、当該指定審査基準によれば、手続上、財政状態に係る情報を提供する義務を課していない。また、「収入未済の発生する恐れのないこと」という重大な審査項目について具体的・客観的な指標を示しておらず、該当保健所長の一存で、収入未済の発生可能性の有無を判断されてしまうことになる。

保健所における試験検査手数料の後払については、国や地方公共団体以外の民間団体には認めないとするのが債権管理上適切と考えられるため、検討されたい。

【意見】「保健所手数料徴収要領」に係る一部規定の廃止について

「保健所手数料徴収要領」第6の1に規定されている「10人以上をまとめた団体（任意団体を除く）」は、学園祭等で模擬店等を開催する場合等に適用されているが、当該規定では、保健所長による審査すらくして、後払が可能となっている。

このような団体について後払を認める場合、債権回収リスクがあるため、当該規定の廃止を検討されたい。

【意見】衛生研究所における試験検査手数料の徴収について

公的機関以外の民間団体について、試験検査手数料の徴収をする際には、前払によることが望まれ、そのような要領の整備を検討されたい。

【平成25年度包括外部監査】

(産業振興施策に関する財務事務の執行及び当該施策に関連する主要な財政的援助団体に関する財務事務について)

第1 外部監査の結果—個別的事項—

1 金融・経営支援関連施策（県産業労働部）

(1) 県中小企業融資制度（中小企業金融対策貸付金）について

【意見】一般事業資金（1年以内）制度メニューの見直しについて

金融機関が金利を設定する当該資金においては、保証先に対し金融機関が実質的に高い金利を設定しているおそれがあるものと考え

情報企画課が配備した行政情報通信ネットワークに接続する端末については平成30年10月、税務システム利用端末については平成28年9月、図書館システム利用端末については平成26年12月から、使用していない状態で一定時間経過すると強制的にパスワードロックする仕組みとした。

国や地方公共団体以外の民間団体について後払いを認めないとすると、入金確認後の検査実施となり迅速性が阻害されるなど、行政サービスの質の低下が懸念されるため、引き続き国や地方公共団体以外の「別に指定する団体」における後払いは認めることとするが、収入未済となったことがない既指定団体以外の今後の新たな指定については、愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号）第129条の3に規定される契約保証金が免除される場合に準じて指定を行うよう平成30年4月1日に保健所手数料徴収要領を改正して審査基準を明確にし、客観的な指標に基づく審査を行うこととした。

検査の迅速性と債権回収リスクについて改めて検討した結果、平成29年度をもって当該規定を廃止した。

公的機関以外の民間団体について試験検査手数料の徴収をする際には原則前払とするよう、「衛生研究所手数料徴収要領」を策定し、平成30年4月1日から適用した。

平成30年4月からの制度融資の改正の中で、一般事業資金（1年以内）の金利について、他の資金及び一般事業資金の融資期間ごとのバランスを考慮し

<p>られる。 今後の中小企業者の利用状況を踏まえた上で、財政負担とのバランスを図る見地から、適正な貸付金利のあり方等について見直しを検討することが適切であると考えられる。</p>	<p>た上で、「金融機関所定」から「1.3%以内」に見直した。</p>
--	-------------------------------------

31監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、愛知県教育委員会教育長から包括外部監査の結果について措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のように公表する。

平成31年3月12日

愛知県監査委員 篠田 信示
同 川上 明彦
同 山内 和雄
同 峰野 修
同 須崎 かん

包括外部監査の結果に基づいて講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>【平成29年度包括外部監査】 （防災事業に関する財務事務の執行について） 第1 個別所見 1 生活の確保 【意見】震災時の学用品の支給品目について 学用品については、「災害救助事務取扱要領」（内閣府）で対象品目を定めていることに鑑み、県として「災害救助事務取扱要領」に基づき支給する品目について、被災時の県民に対して、有用な物品を支給するという視点で選定を行い、また、必要に応じて見直しを行ったうえで、「愛知県地域防災計画」附属資料において公表することが望まれる。</p> <p>2 迅速な復旧・復興 【意見】非常時優先業務・業務手順票の適切な記載について 教育委員会財務施設課の「県立学校施設の応急復旧に関すること」の非常時優先業務・業務手順票の業務手順は1つのみ記載されており、業務手順の文言から、目標時間において何が実施されているべきか判断が付かなかった。業務手順は1つではなく、想定する業務手順を確認し、時系列に区分して記載することが望まれる。また、関連する課室、部局間の非常時優先業務・業務手順票を比べて、業務手順や目標時間等に齟齬がないか確認しておくことも有効である。</p>	<p>災害時の学用品等の支給については、真に必要なものを支給するという観点から、被災時に柔軟な対応ができるよう、平成29年度中に支給物品についてこれまでの限定的な標記から「文具等」に改めた。</p> <p>平成29年度に業務手順を見直し、「県立学校施設の応急復旧に関すること」については、業務手順が重複していた「県立学校施設災害復旧事業に関すること」に統合整理した上で、業務手順を時系列に六つに区分した。</p> <p>また、関係課の非常時優先業務・業務手順票と齟齬が出ないよう着手時間及び目標時間の見直しを図った。</p>

